

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第 17 号 / 2008 年 11 月



西福寺（敦賀市）

約 630 年前、良如上人が開山した浄土宗では北陸一の名刹。法然上人の等身大の木像があり、それが安置された御影堂から阿弥陀堂へと続く四修廊下からは、極楽浄土を描いた庭園（名勝指定）が見渡せます。この寺には北陸有数の文化財を保有しており、阿弥陀堂などの伽藍は随時拝観できます。また宝物は毎年 11 月 3 日に公開されており、観経曼陀羅・雲中弥陀来迎図、また弘法大師や光明皇后など 26 巻にわたる写経があります。



発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.com>

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
（社）敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所
わかさ東商工会

資料提供

敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市 / 美浜町 / 若狭町

この社会あなたの税がいきている



税を考える週間

11月11日(火)～17日(月)

「あなたも税のこと、
考えてみませんか。」

テーマ I T化・国際化と税

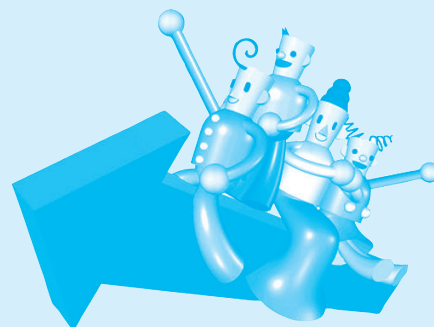
国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

税は、私たちが健康で豊かな生活をするために、国や地方公共団体が行う活動の財源であり、私たちが社会で生活するためのいわば「会費」であるといえます。

その「会費」で支えられている私たちの社会は、少子・高齢化社会が進展する中、経済取引のI T化・国際化の著しい進展により大きく変動しています。

このような社会の動きに的確に対応するために、適正・公平の税務行政を推進するほか、I T化を通じた納税者環境の整備を行うとともに、さらなる事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行い、納税者サービスの向上を図る必要があります。

国税庁においては、これまでも国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やタックスアンサー（税に関するQ&A）などI T化に対応した利便性を図ってきましたが、当面の最重要課題である「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の周知・利用促進」に重点的に取り組みます。



主な行事

■ 税の作品展

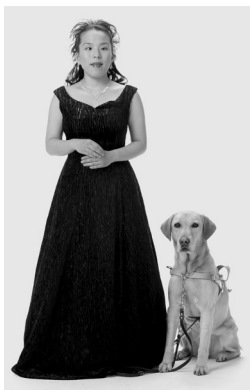
11月1日(土)～3日(月)若狭町文化祭
11月8日(土)・9日(日)
若狭路もてなし「食」フェア in 美浜
～ご来場をお待ちしています～

■ 心に愛の光を！ 日本の童謡・唱歌コンサート

(入場無料)

11月7日(金)
午後3時開演(2時30分開場)
早翠学園オーバル・ホール
(敦賀市市野々 第二早翠幼稚園)

全盲のソプラノ歌手
澤田 理絵



■ 無料税務相談（北陸税理士会敦賀支部）

11月11日(火) 午前10時～午後4時
敦賀市役所1階ロビー
～お気軽にご相談ください～

■ 記念講演会

11月13日(木) 午後1時45分～3時
敦賀観光ホテル
講師 敦賀税務署長 濱田 芳雄氏



<テーマ>
「よくある
税務相談事例から…」



e-Taxをはじめよう！

申告も 納税も パソコンで

さらに便利で使いやすく！
ネットでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。



○国税に関する各種手続

- ① 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
- ② 各種申請・届出、納税証明書（電子発行、書面発行）の交付請求や法定調書の提出など
- ③ 全税目の納税

○特に源泉所得税の毎月の納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続きには便利です！

e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

HPから直接電子申告

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。



最高 5,000 円の税額控除

平成 20 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期限内に e-Tax で行うと所得税額から最高 5,000 円の控除を受けることができます。

注）平成 19 年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません

添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

注）確定申告期限から 3 年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。
（3 週間程度に短縮）



e-Tax をご利用いただく前に

e-Tax を始めるには、事前に電子証明書と IC カードリーダライタの準備が必要です。

この電子証明書として、市・町が発行する電子証明書付きの住民基本台帳カード（住基カード）がご利用になれます。

敦賀市・若狭町においては、30 ～ 40 分程度で電子証明書を発行可能ですが、窓口が混み合っている場合はこの限りではありません。

美浜町では電子証明書の発行に 2 週間程度かかります。

e-Tax を利用してこの控除を受けようとする方の交付申請が増えることが見込まれます。早めの手続きをお勧めします。

電子証明書の交付手続きについては、敦賀市市民課・美浜町住民安全課・若狭町住民課へお問い合わせください。

※ IC カードリーダライタは、家電量販店、インターネットなどで購入できます。



今後、内容について変更される場合がありますのでご注意ください。

平成20年度 中学生の「税についての作品」入賞者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。

本年は、作文、書道、ポスター合わせて639点の応募があり、審査の結果、次の方が優秀賞に入賞しました。多数のご応募ありがとうございました。

作文の部

- | | | |
|--|---|---|
| ○敦賀税務署長賞
北川 佳奈（東浦中3年）
井上 健吾（気比中2年） | ○北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
長谷川 萌（気比付属中2年）
○敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
牧田 和也（角鹿中2年）
千葉 夏乃（松陵中3年） | ○(社)敦賀法人会長賞
中野 雄大（松陵中2年）
中野 亜紀（栗野中1年）
○敦賀間税会長賞
西陣 大貴（上中中3年）
長橋 晴香（松陵中2年） |
| ○敦賀市長賞
嘉満 千晶（気比付属中3年） | ○敦賀青色申告会長賞
西岡真裕子（東浦中3年）
中野 里香（栗野中3年） | |
| ○若狭町長賞
荻野 愛（上中中2年） | | |

書道の部

- 福井県知事賞
釜谷 紬岐（栗野中2年）
- 敦賀税務署長賞
新谷衣梨奈（栗野中2年）
- 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
浅妻 拓郎（気比中2年）
- 福井県納税貯蓄組合総連合会長賞
澤田麻里奈（栗野中3年）
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
遊津 可奈（西浦中3年）
北野 真凜（角鹿中2年）



ポスターの部

- 美浜町長賞
藤田 麻祐（美浜中1年）



教えて、税のこと

そうだ、税理士に聞こう！（北陸税理士会 敦賀支部）



氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	25-2222	宗澤 一郎	敦賀市本町	23-2666
森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770	田中 信幸	敦賀市新松島	25-8585
渡辺 征二	敦賀市結城町	22-0019	竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855
安久 彰	敦賀市開町	23-0525	西山 了信	敦賀市谷口	22-4226
橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215	山形 晃	敦賀市三島	22-2511
松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157	濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848
辻 達博	敦賀市中央町	21-1355	中村 淳	敦賀市津内町	22-1343
本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307	加藤 智二	敦賀市本町	22-0157
宗澤 一俊	敦賀市本町	23-2666	森口 春幸	敦賀市木崎	20-0116
橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215	古坂 貴司	若狭町仮屋	62-2218
大道 永行	敦賀市若葉町	22-5255	竹長 妙	敦賀市中央町	24-0855
中山 忠芳	敦賀市開町	23-3426	山形晃士郎	敦賀市三島	22-2511
税理士法人竹長会計	敦賀市中央町	24-0855			

税について学んで

東浦中学校 三年 北川佳奈

私は、はっきり言って税というものが何かよく理解していませんでした。なぜ税が必要なのか、税とは何なのか、と思っていました。でも学校での税金教室で税がどういうことか少し理解することができました。

まずわたしたちの身の回りには、さまざまな税があることが分かりました。私が知っていた消費税のほかに酒税やタバコ税などいろんな税があることが分かりました。買い物するときに5%の消費税がかかっていることは知っていたけれどビールには1リットル当たり220円の酒税がかかっていると知ってびっくりしました。

そして2つ目は、わたしたちと税のかかわりについてです。私たちが税金をはらっているから身の回りの警察や消防、ゴミ収集などの公共サービスを利用することができたり、学校や公園、道路などの公共施設を利用することができたり作られていることが分かりました。例えば、警察に安全を守ってもらうのに手数料は払わないし、道路も通るたびにお金は払ったりしません。だから税金を払うことが大切だということがよく分かりました。もしも、税金がなかったら安全を守ってもらうのに手数料を払ったり、道路も通るたびにお金を払わなくてはなりません。実際に税金は納税の義務として憲法三十条で定められています。だから、わたしたちも国民の義務として、

ちゃんと払わなくてはならないと思います。

私はこの税金教室で、税がわたしたちの生活と大きなかわりを持っていることが分かりました。そして税金は私たちが安全で安心して生活できるように、暮らしやすい環境を作るために使われていることも知りました。

今年からは受験をひかえた中学3年生が快適に受験勉強に取り組むことができるようにと、敦賀市の税金から中学3年生の教室にクーラーが設置されました。そのため、とても快適に集中して補習に取り組むことができました。

しかし今、国民のために、市民のために税金が使われているなか、日本では税金がムダ使いされていて国の借金がどんどん増えているという問題も出てきています。なかでも一番の問題は少子・高齢化です。1980年では働き手の約六人の人が高齢者一人を支えているのに対して2040年には働き手約一人の人が高齢者一人を支えることになるだろうと予想されています。だからこそ今、ちゃんと未来のために正しい税負担が求められています。私たちも大人になったら、しっかりと税金を払って安全で暮らしやすい町づくりをしてほしいと思います。ちゃんと税について理解することができてよかったです。

敦賀商工会議所

個人事業者「e-Tax研修会」

「パソコンから確定申告」

住基カードを使って、データ送信を体験しましょう!!

日 時 11月25日(火) 午後2時～午後4時
11月26日(水) ”
場 所 敦賀商工会館 2階会議室
講 師 敦賀税務署職員
定 員 各10名 合計20名(先着順)
受講料 1,000円(パソコン使用料)
内 容 ① e-Tax用パソコン設定のしかた
② e-Tax確定申告データ作成のしかた
③ 住基カードによるデータ送信のしかた
④ 送信データの確認のしかた

※確定申告者本人の電子証明書付住基カードを事前に取り得て持参ください。

主催／敦賀商工会議所 共催／敦賀青色申告会

■お問い合わせ先 敦賀商工会議所 中小企業相談所
(敦賀市神楽町 2-1-4 電話／22-2611)

わかさ東商工会

「地域力連携拠点」

～小規模事業者の経営課題の解決を支援します～

わかさ東商工会では応援コーディネーターを配置するとともに、税理士や中小企業診断士等の専門家と連携し経営課題の解決を支援しています。

■特別相談窓口

11月19日(水) 午後1時～5時
わかさ東商工会(本所)
12月17日(水) 午後1時～5時
わかさ東商工会(美浜支所)

■専門家派遣

随時対応しています。
お気軽に下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 わかさ東商工会
(若狭町中央 1-5 電話／0770-45-0222)

敦賀青色申告会

個人事業者の方

青色申告会に入会しましょう!!

敦賀青色申告会は、敦賀税務署管内において青色申告をしている小規模事業者の納税者団体で、日々の記帳から納税まで、ご指導・相談を承っています。また青色申告会は、全国に3,000会以上、会員は100万人を超えており、会員の中から選ばれた役員を中心に運営しており、毎年税制改正要望運動を行って個人事業者のための多くの成果を実現してきております。是非ご入会(年会費3,000円)いただき、ご協力をお願いいたします。

全国青色申告会 税制改正要望大会

平成20年11月20日開催

個人事業者に活力が生まれる税制の実現のため、個人事業者の勤労性を認めた税制「事業主報酬制度」の創設などを要望します。

■お問い合わせ先 敦賀青色申告会事務局 (敦賀市神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所内 電話／23-6794)

高校生の税に関する作文

376点の税に関する高校生の作文が寄せられました。
敦賀税務署長賞に今度加菜子さん(敦賀気比高2年)、市橋亜津さん(敦賀高校2年)

税について

敦賀気比高等学校 二年 今度加菜子

私たちは、レストランで食事をしたり、デパートで買い物をしたりして様々なものにお金を使います。その代金を支払う時に負担するのが消費税です。ものを買って消費する消費者からすると、消費税が一番身近な税金だと思います。

働くようになると、所得税や住民税などを支払うようになり、負担する税金が増えます。最近では、消費税の税率を上げようという話がありますが、なぜ今のままではいけないのか、なぜ上げなければならないのかを考えてみることにしました。

私の予想は3つあります。

1つ目は、日本は少子高齢社会に移行したことで働く人が少なくなり、定年退職されて年金を使って生活している人や、体が不自由で働けない人を支える力が弱くなってきているからだだと思います。

2つ目は、寿命が伸びてきているからだだと思います。寿命が伸びるのがよくないと言っているのではなく、それでお金をもっと必要になるので、今まで年金をもらうために払っていたお金だけでは足りなくなってしまうのではないかと思います。

3つ目は、福祉や環境などが充実させて、よりよい生活ができるようにしようと考えているからだだと思います。

実際はどうして増税させなければならないのか、調べてみました。

調べていて驚いたのですが、公債金という国の借金の残高が年々増加していて、平成20年度末の公債残高は553兆円になると見込まれているそうです。私たちが暮らしているこの日本が、こんなに借金をかかえているなんて思いもありませんでした。本当に驚いてしまいました。なぜ、ここまで借金がが増えてしまったのか不思議に思いました。それにはちゃんとした理由がありました。

国の経済活動や政治方針には、国の経済状態や国民の生活のために、歳入つまり収入が不足していても、タイミングよく使わなければならないものもあるので、お金が足りないのに使わなければならないので、

借金が増えていくという傾向にあるようです。借りたお金なので返さなくてはなりません。このまま借金が増えつづければ、次の世代に大きな負担を残すおそれがあり、少しずつでも減らしていくことが今後の課題となるでしょう。

私が予想したことと同じような理由をみつけました。

日本は急速な高齢化が進行していて、それに出生率の低下による少子化も進行しています。2050年には国民の2.5人に一人が六五歳以上の高齢者という超高齢社会が到来すると予想され、今のままの社会保障制度だと、年金や医療の負担が増えつづけて将来の世代に大きな負担を残すことになるようです。

現在、日本の国民負担率は、主要先進国と比べると低い水準にあります。私は初めて耳にしたのですが、この国民負担率というのは、租税負担と社会保障負担の合計が、国民所得に占める割合のことです。

日本の2008年度予算をベースにして出された国民負担率は、40.1パーセントでした。ドイツは51.1パーセント、スウェーデンは70.7パーセントでした。二カ国とも2005年の実績をもとにして出された国民負担率です。

日本とスウェーデンを比べると大きな差があり、今の日本の国民があまり負担していないことがわかります。これは現在の世代が負担すべき負担をせずに、財政赤字という形でその負担を将来の世代に先送りしているからです。

消費税の増税について考えることで、今まで考えることのなかった日本財政の状況や、少子高齢化などの、日本のかかえる問題について深く考えることができました。日本も世界も日々変化しています。今がよければいいという考えではなく、将来はどうなっているのかがいいのかを考えるのが大事だと思います。負担しなければならないものは誰かに任せるのではなく、自分がしっかり負担して、笑顔で安心して生活できる未来になればいいと思います。

敦賀間税会より

敦賀間税会では、本年度も消費税その他の間接税に関する知識の普及、納税道義の高揚、およびその環境づくりと、消費税の適正申告・期限内納付延滞防止運動を推進し、円滑な税務行政に協力してまいりました。

また地域社会貢献活動として毎年、「税を考える週間」行事への参加や「世界の消費税」クリアファイルの活用などを行っておりますが、今回、当間税会女性部会による無料「古布リースづくり」を開催いたしました。敦賀間税会女性部会の活動アピールの場としてエコ活動の一環となる“女性”ならではの楽しいイベントとなりました。



未成年者の飲酒はなぜダメなの！

アルコールには脳の働きを押さえる作用があります。そのために判断力が大変おとろえ、「飲酒運転等」が禁止されています。未成年者の体の成長期には、脳の発達や内臓にも悪い影響を起こします。

未成年者が飲酒をしてはいけない理由

1. 雰囲気の影響され無理に飲酒をしアルコール中毒を起こしやすい。
2. 成長期にある体には、短期間にアルコールによる悪影響が出やすい。
3. 子どもの飲酒は体の成長を妨げる、性成長の悪影響も出る。
4. 脳の働きを押さえ判断力を誤る。飲酒運転、危険なセックスの原因となる。
5. 学校生活への悪影響、成績の低下、友人との交流の影響。
6. 大人に比べ酒の依存度が早くなる。
7. 喫煙や薬物使用へと入り込む。
8. 未成年者飲酒禁止法の軽視は、子どもの法律そのものへの軽視につながる。

敦賀小売酒販組合

福井県からのお知らせ

10月から県税事務所が変わりました！

- 福井県税事務所、嶺南振興局税務部に課税および納税部門を集約しました。
- 坂井、奥越、丹南および二州の各地域には、県民の皆様の利便性を確保するため、県税相談室を設置しました。

< 嶺南地域 >

平成 20 年 9 月 30 日まで	平成 20 年 10 月 1 日から	所在地・電話番号
嶺南振興局若狭税務部 (小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町))	 嶺南振興局税務部 (二州県税相談室)	小浜市遠敷 1 丁目 101 0770 (56) 2211
嶺南振興局二州税務部 (敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町))		敦賀市中央町 1 丁目 7 - 42 0770 (22) 0001

Q これまでは近くの税務部（県税事務所）に申請書類の提出や電話での問い合わせをしていましたが、10月からはどこにすればいいのですか。

A 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税などの県税の課税や納税に関するお問い合わせは、嶺南振興局税務部（福井県税事務所）までお願いします。

申請書類を窓口を持参する場合は、お近くの県税相談室でも受付を行います。

なお、申請書類を郵送する場合は、嶺南振興局税務部（福井県税事務所）あてに送付してください。

Q 県税相談室で利用できるサービスは何ですか。

A 県税相談室では、窓口収納、納税証明書の発行および申請書類の受付を行います。

また、県税に関する一般的なご相談に応じますが、詳しい相談にも対応できるように、来室された方が、嶺南振興局税務部（福井県税事務所）の担当者とテレビ電話で相談できる体制を整えています。

年末調整説明会の開催案内

開催日時		場 所	対象者
11月21日(金)	午前 10 時～ 12 時	プラザ萬象小ホール (敦賀市東洋町)	敦賀市の法人、官公庁
	午後 2 時～ 4 時		敦賀市の個人、美浜町、若狭町

ふるさと納税制度が創設されました!!

～「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者のみなさんの思いを実現するために、
個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附金制度が拡充されました。～

■「ふるさと納税」とはどのようなものですか？

- ふるさとの都道府県・市区町村に寄附をされた場合に、その一部が個人住民税や所得税から控除される（＝税金が減額される）制度です。

■「ふるさと納税」の寄附の手続きはどのように行いますか？

- 各都道府県、市区町村によって寄附方法（現金納付や振込み、クレジットカード利用など）が異なりますので、寄附をしようとする都道府県、市区町村へお問合せください。

■「ふるさと納税」により税金はどのくらい軽減されますか？

- 5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を限度として控除されます。

個人住民税の税額控除額＝ア＋イ

ア 基本控除額 {寄附金－5,000円}×10%（市民税6%、県民税4%）

イ 特例控除額 {寄附金－5,000円}×（90%－寄附者の所得税の税率）

＊イの額については個人住民税所得割額の1割を限度とします。

＊控除対象となる寄附金の限度額は総所得金額の30%です。

{所得税からも所得控除により税額が控除されます。
{寄附金－5,000円}×寄附者に適用される所得税率}

■「ふるさと納税」への寄附金控除はどうしたら受けられますか？

- 毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに寄附先などからもらった領収書等を添えて、税務署へ確定申告してください。
＊個人住民税の寄附金控除だけ受けようとする場合には、住所地の市区町村で申告を行ってください。

Q & A

Q 1 どういった都道府県、市区町村が対象になりますか？

A 1 全都道府県、全市区町村が対象となり、出身地、過去の居住地などに限定されません。
現住所地の都道府県、市区町村も対象になります。

Q 2 複数の都道府県、市区町村に寄附をすることはできますか？

A 2 可能です。寄附先の数に制限はありません。

Q 3 私は、平成20年8月にふるさとのA市に寄附を行い、平成20年10月にB市からC市へ引っ越しましたが、申告はどこへ行えばよいのですか？

A 3 所得税の申告はC市の管轄する税務署へ、個人住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする場合には、平成21年1月1日現在の住所地であるC市で申告を行ってください。

あなたの力で
ふるさとを元気に!!



人間ドック（ペット・脳ドック）受診料の一部助成をはじめました

法人会員 限定

敦賀法人会では、厚生事業の一つとして、会員と会員企業の従業員の方の健康管理のため、会員限定「人間ドック料金割引制度」を実施しております。

福井大学医学部附属病院と福井県済生会病院との締結で、すでに法人会員限定で受診料の5%が割引きされておりますが、このたび新たに両病院の所定の受診科目にかぎり、「人間ドック受診料」のうちの一部として、敦賀法人会から更に10,000円を助成、会員に活用いただいております。

法人会へのご入会についてのお問い合わせ先は



社団法人 敦賀法人会

電話/0770-25-4700